



Title	トルファン出土「麹氏高昌国時代のソグド文女奴隸売買文書」の理解をめぐって
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	神戸市外国語大学外国学研究. 1990, 21, p. 137-153
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/16358
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

トルファン出土「麴氏高昌国時代ソグド文女奴隸売買文書」の理解をめぐって

荒川正晴

はじめに

1959年以来、中国ではトルファン古墳群（アスター＝ア斯塔那）・カラホージャ（カラホージャ）において、13回（あるいは11回）⁽¹⁾に及ぶ発掘作業を行ない、この結果多くの出土資料を獲得したことは、周知のごとくである。文字資料については、漢文文献を対象にして、吐魯番出土文書整理グループのもとで基礎的な整理作業が進展し、現在『吐魯番出土文書』（文物出版社、1981年～、以下『文書』と略称）として、その成果が第8冊まで公刊されている。これに応じて、漢文文献の研究はかなりの活況を呈したといつても過言ではない。⁽²⁾

これと同時に、点数的には多くはないが、漢字以外の文字資料の出土も一部
(3) 紹介され、その内容の公表とともに本格的な研究が一日も早く始まることが期

- (1) 『文書』1(前言、1頁)を始め、多くの報告には1959-1975年の間に13回にわたる考古発掘がなされたことが指摘されているが、穆豫英・王炳華・李徵「吐魯番考古研究概述」(『中国敦煌吐魯番学会成立大会、1983年全国敦煌學術討論會会刊』蘭州、1983年)96頁(この会刊に関する解題・目次については『吐魯番出土文物研究会会報』(以下「会報」と略称)20号、1-3頁参照)には、アスター・カラホージャ古墳群の墳墓番号と発掘年次を逐一あげて、その活動を11回にわたるものとして整理している。詳しくは、拙稿「ア斯塔那・ハラ和卓古墳群墳墓一覧表」(『内陸アジア史研究』第5・6合併号、1990年)参照。

(2) 1959年以来の中国における吐魯番文書に関する研究動向については、關尾史郎「吐魯番出土文物関係論著目録(稿) (1959~1985) -中文篇-」「季刊東西交渉」第5巻4号、1986年、41-51頁。同「吐魯番出土文物関係論著目録(稿) -1959~1985・中文編I-」・「吐魯番出土文物関係論著目録(稿) -1986・中文篇-」「吐魯番出土文物関係論著目録(稿) -1959~1985・中文篇/補遺-」(『会報』第6・7・14号、1989年)を参照されたい。

(3) 库爾班・外力「吐魯番出土公元五世紀の古突厥語木牌」「文物」1981年第1期、63-64頁に、ハラ和卓(90・91号墓)出土のソグド文字が書付けられている木牌の存在を紹介する。なお唐長孺氏は、1981年の来日講演の中で、漢文文書のほかに、「古代ウイグル文・古代チベット文・ソグド文」なども出土していることを指摘される。唐長孺「新出土吐魯番文書発掘経過及文書简介」(『東方学報』京都 54冊、1982年)83頁および池田温「中国における吐魯番文書整理研究の進展-唐長孺教授講演の紹介を中心に-」(『史学雑誌』第91編第3号、1982年)60頁。

待されていた。

こうした状況のもと、昨年新疆ウイグル自治区博物館と吉田豊・森安孝夫両氏との共同研究という形で、アスターNA135号墓（T AM135）出土のソグド文文書が公表され、その全文が解読された（吉田豊・森安孝夫・新疆ウイグル自治区博物館「麴氏高昌国時代ソグド文女奴隸売買文書」〔『内陸アジア言語の研究IV』1988年〕1～50頁〈以下『研究』と略称〉）。それが表題に掲げた麴氏高昌国時代のソグド文女奴隸売買文書〈以下「売買文書」と略称〉である。日中共同による研究の結実という意味でも、ソグド・ウイグル研究の第一線にある吉田・森安両氏共同による文書解読という意味でも、貴重で豊かな成果をもたらした画期的な研究である。今後の高昌国研究や中央アジア出土の売買契約文書の研究を、大きく前進させることは疑いない。そこで提示された訳文をもとに、高昌国史研究の立場から、本文書の性格をめぐり若干の愚見を述べておきたいと思う。今後の文書内容に対する理解を深める一助ともなれば幸いである。

1

「売買文書」は、高昌国末期の延壽16年(639)5月27日に、ソグド人の *wxwšw-þyrt* から *c'n* 姓の 'wt' の息子・沙門 *y'nsy'n* が、高昌国の市場（バザール）においてトルキスタン生まれの胡婢 'wp'ch を購入したことを伝えるソグド文で作成された文書である。本文書に買主として記されている沙門 *y'nsy'n* の姓である *c'n* について、『研究』では、疑問符付きではあるが、張氏説を提出され、「*c'n* を高昌国の有力な一族張氏の張 *t̄iang* の音写形とみなすことができる（4）かもしれない」と指摘される。ただ同時に、この文書が「高昌延壽五年（628）趙善衆買舍地券」と一緒に重ね合わせて折り畳まれた状態で出土し、この買舍地券を保存していたのが舍地の買主である趙善衆と認められること、さらに本ソグド文書が原本ではなくその写しであるという観点から、「*c'n* が *c'w* の誤写であると仮定すれば *c'w* は趙にあたり、この墓の被葬者も恐らく趙氏の者と

(4) 『研究』7, 13頁。

いうことになろう。しかしこれはあくまで憶測の域を出ない」と注されている。⁽⁵⁾

本文書が出土したアスター134号墓は、『文書』に付された説明による限り墓壇・隨葬衣物疏の類は伴出しておらず、これらの史料から墓主名を知る途は閉ざされている。このため被葬者と本文書の当初の保存者、即ち買主である沙門y'nsy'nとの関係をうかがうことは、かなり困難であると言わざるを得ない。

ただし、アスター古墳群の130号墓代の墳墓のうち、131～138号墓は、『文物』1972年第1期（新疆維吾爾自治区博物館「吐魯番県阿斯塔那—哈拉和卓古墓群清理簡報」8～29頁）に紹介される墳墓配置図（10頁、図四・吐魯番阿斯塔那古墓群発掘区位置図〔乙〕）を見ると、一地点にまとまって存在しており、当地の古墳群墳墓の在り方から判断すれば、これらはほぼ一塁を構成していた可能性は極めて高い。これら墳墓のうち、被葬者が具体的にわかるのは134号墓（趙善徳夫妻合葬墓）のみであるが、138号墓の伴出文書には「高昌延壽四年（627）威遠將軍麁仕悅記田畝作人文書」があり、その中に被葬者と密接な関係にあったと予想される「趙善海」の名がみえている。⁽⁷⁾ この138号墓の「趙善海」と134号墓の墓主である「趙善徳」、さらには先に掲げた135号墓出土の「高昌延壽五年（628）趙善衆買舍地券」中に見える「趙善衆」とを、全くの無関係とみなすのはやや無理であろう。やはり、131～138号墓は、趙氏の塁区を構成していたと取る方が自然である。従って135号墓は、墓主は趙氏であったと見るべきであろう。⁽⁸⁾

このことからすれば、本文書中の c'n 姓を c'w の誤写とみなし、「趙」と

(5) 『研究』13頁、注(21)。

(6) 『文書』3、242頁。

(7) 拙稿「阿斯塔那古墳群墳墓一覧表」（『会報』第8号、1989年）5頁。なお侯燦氏からの私信で得た情報によると、132号墓の墓主も、趙氏であることが確認されるが、墓主名は事情により公表を控えたい。

(8) 關尾史郎「トルファン出土高昌税制関係文書の基礎的研究（一）-條記文書の古文書学的分析を中心として-」（『新潟大学人文科学研究』第74輯、1988年）88頁。なお關尾氏は、この138号墓の墓主を趙氏一族と判断して支障ないとされる。

(9) アスター古墳群の302～330号代にも多くの趙氏の墳墓が存在しているが、この130号墓代の趙氏一族と密接な関係にある可能性がある。例えば、317号墓の墓主である趙緒豊（龍朔2年（662）没）の名が、137号墓より伴出した「頤慶4年（659）某人報拓文書」（69TAM 137：1/7-1(a)、1/7-2(a)）に見えている。

取る説は、誤写という点にかなり抵抗はあるが、むべに否定しきることもできない。先にも触れたように、本文書の出土状況が、「高昌延壽五年（628）趙善衆買舍地券」と一緒に重ねて折り畳んでいたという事実は、やはり被葬者と趙善衆と「売買文書」のc'n姓の息子の沙門とを結ぶ一定の関係を強く意識させずにおかない。

ただ、この131号墓から138号墓の一群に近在する140号墓の墓主が、「張龍相（永徽6年〈655〉没）⁽¹⁰⁾」であることからわかるように、趙氏の墳域近くに張氏の墳墓が存在していたことは確かで、先の買舍地券を見ても、趙氏と張氏とが密接な関係にあっても少しも不思議ではない。したがって、もし誤写でないと断定できるとすれば、「売買文書」の「c'n」姓は、墓主の趙氏と近接した関係にある「張」氏である蓋然性はきわめて高いと判断される。先の『研究』の指摘にもあるように、これを「高昌国の有力な一族張氏の張」と推測することは十分に可能であり、改めて高昌国の中核最有力豪族である張氏と趙氏の関係が見直されることになろう。

いずれにせよ、当文書は、趙氏もしくはその一族と密接な関係にあると推測される漢人とソグド人との間に結ばれた売買文書と認められるのである。そこで問題となるのは、ソグド文で作成された本文書を漢人である買主が保管し、後にそれ（おそらくはその写し）が買主と密接な関係にあると推測される漢人墳墓に、他の漢文契約文書と一緒に埋葬されている状況を如何に解釈することができるかということである。この点は、文書の性格にかかわるものもあり、次に節をあらためて検討してみたい。

「売買文書」の性格に関する、『研究』での注目すべき提言は、この文書が、

(10) 『文書』5, 50頁。

(11) ただし140号墓は、麴氏王族と姻戚関係にある張武（務）忠（114号墓）・張鼻兒（端？）（503号墓）・張雄（206号墓）・張懷寂（501号墓）などの張氏一族が形成する墳域内にはない。先に掲げた墳墓配置図（『文物』1972年第1期、10頁）と『文物』1975年第7期に載せられる墳墓配置図（図一、8頁）とを対照のこと。

奴隸売買に関する「公券（驗）」の写しであり、文書末尾に見える「cyn'nc-knδ'y δp'yrptw 高昌の書記長」が、契約成立の許可を与える役割を果たしていた（ただし、実際に「公券」を書き記したのは、彼の息子である）と指摘され⁽¹²⁾たことである。⁽¹³⁾ここに言う「公券」は、律令制下におけるそれとは異なるが、本文書が売買当事者間で作成される単なる「私券」とは認められず、高昌国の官員の認可を経て作成されている事実から、これを「公券」と表現したものと思われる。以下、本稿でもこの立場に従う。

麴氏高昌国では、『研究』でも述べられているように、こうした官許を要する売買として、土地売買が挙げられ、これには国王の批准が必要であったことが既に指摘されている。⁽¹⁴⁾「私券」のことは除外して考えると、この場合、手続きとしてまず買主が土地の取得許可を申請する辞を官府に提出し、それを門下校郎・通事令史などの官吏が「傳」して、最終的に王がその辞を裁可する（「令」字の書き入れをもって認可する）ことになる。実際に王自身が、すべての案件に目を通して裁可したかどうかは別問題として、形式上は王の「令」に裏付けられることによって、はじめて売買認可が成立するのである。土地の場合、一般私人間の契約成立には官許が必要ないとする説もあるが、少なくとも土地購入の許可を官府に求めた場合、形式上は、王の決済を経ることとなる。

奴婢を取り引きする場合、こうした土地と異なり、高昌政府がどこまでその

(12) 『研究』15, 28-31頁。吉田豊氏より、この「δp'yrptw 書記長」に就任する pt'wr が、ソグド人であるのか否かをソグド語学の方から断定することは現時点では困難であるとの御教示を得たが、本稿では、この人物がソグド人であるとの前提に立って検討を進める。

(13) 北朝隋唐期にかけて建国した麴氏高昌国が、中国の律令制を継受していたことを示す積極的な証拠は何もなく、反対に否定的に考えざるを得ない状況が認められる。關尾史郎「『文書』と『正史』の高昌国」（『東洋史研究』第47巻第3号、1988年）127頁参照。従って、ここでは律令体制下での「公券」作成の法的拠り所となる田令や閔市令も、高昌国では継受されていなかったとの立場を取る。

(14) この見解をとる論稿については、川村康氏が整理されているので、そちらを参照されたい。「高昌国における土地売買についての一考察」（<早稲田大学大学院>『法研論集』第41号、1987年）186-187頁参照。

(15) これらの辞の中に見える「傳」字は、あるいはまったく逆に王「令」を伝するとの解釈も可能である。

(16) 川村康、前掲論文、187-192頁。

存在と所有権の移動を掌握する必要があったのかはわからないが、売買契約成立にあたって高昌政府の認可を必要としたとするならば、土地の場合と同様に、奴婢購入の許可を官府に願いでることとなる。高昌国の国家意志決定の体制は、『周書』卷50異域伝にみえる。

其大事決之於王，小事則世子及二公隨狀斷決。

とある様相にそれほどの大きな違いがあったことは、今のところ出土文書史料からも積極的には認められず⁽¹⁷⁾、基本的な認可は麴氏王家による、大小事にわたる諸案件決済体制のなかで処理されていたと考えるべきであろう。ただし、高昌国では、こうした手続きを経た後、申請した当事者本人に許可書たる「公券」が発給されたかどうかは詳らかではない。

ところが、この「売買文書」を見ると、「δp'yrptw 書記長」の許可を経ることによって、「公券」として成立しているのであり、買主自身に、これが給付されていたごとくである。文書の文面からは、「δp'yrptw 書記長」以上の認可を必要とした形跡は認められず、先に述べた王「令」の裁可を必須とする場合とは、基本的に異なる次元での認可であったことは明かである。従って、「売買文書」に見える「δp'yrptw 書記長」という官は、王の下に形成される官制機構に付属しながらも自らの立場に拠って売買成立の許可を与える権限を有していたと考えられよう。それ故、ここに言う「公券」が、王「令」による認可を必要としない、ソグド人の「δp'yrptw 書記長」の権限で発給されるものであったことを改めて確認しておく必要がある。

また『研究』では、こうした「δp'yrptw 書記長」の認可にあたっては、官

(17) 麴氏高昌国の上奏文書を詳細に分析された白須淨真氏も、この『周書』に伝える王家の專決のあり方が、この国で基本的に維持されていたと認められる。白須淨真「麴氏高昌国における上奏文書試釈」(『東洋史苑』第23号、1984年) 14頁。

(18) 高昌国の官制に関しては鳴崎昌『隋唐時代の東トゥルキスタン研究-高昌国史研究を中心として-』(東京大学出版会、1977年)「第七麴氏高昌国官制考」253-309頁；侯燦「麴氏高昌国官制研究」『文史』第22輯、1984年、29-76頁に詳しい。「高昌の書記長」が、これらの官のいずれに相当する可能性があるかについては、また改めて論ずる機会をもちたい。

印が捺された可能性を指摘されるが、⁽¹⁹⁾ 実際に官印が高昌国で使用されていたことは、⁽²⁰⁾ 漢文出土文書から確認される。

官印が捺されている文書を通覧すると、紀年の確認できるものは、いずれも延壽年間（624～640）もしくはその直前の重光4年（623）の文書のみであり、その他の紀年の欠如しているのも、ほぼ延壽年代と見て大過ないものばかりである。重光・延壽年間以前に、こうした官印が押された実例は、高昌国では皆無なので、公的な文書に官印を押すことは、重光年間になって始めて行なわれるようになった、⁽²¹⁾ 高昌国での新たな文書行政の特徴とみてほぼ間違いない。よって延壽16年（639）のソグド文文書に、印そのものではないにしろ、その痕跡がうかがえることは、当後の文書行政の状況に符合するものである。ただし、現在確認されている印は、漢字で「虔表（恭）上啓」「奏聞奉信」という印文を有するもののみで、これらは個々の官衙に限定されずに使われていたごとくである。従って「*ðp'yrptw* 書記長」の印というものが認可の際に使用されていたとすれば、高昌国の文書行政に新たな知見をもたらすものとなろう。

ところで、この国においては、漢人豪族が官僚層をほぼ独占しながらも当地への同化の浅いソグド人も無視できない存在となっていたと思われ、このソグド文の「公券」を発給する「*ðp'yrptw* 書記長」父子の出現は、そうした国内状況を反映したものと理解できよう。もちろん、当地に同化し、漢人社会にとけ込んだソグド人も多く存在していたと思われるが、それと同時に、後節に述べるように高昌国境域内にありながらも、在地の漢人社会とは別に未同化の集

(19) 『研究』8, 30-31頁。

(20) 後に述べる官印のひとつである「奏聞奉信」印が捺された実例（10例）については、關尾史郎「田畠作人文書」小考-トゥルファン出土高昌國身分制関係文書研究序説-（内陸アジア出土古文献研究会発表レジュメ、1989年9月16日）表Ⅱ「奏聞奉信」印捺印文書一覧」参照。

(21) 關尾氏は、「奏聞奉信」印の使用時期を627年以後に限定し、それ以前は短期間ながら「虔表（恭）上啓」印が用いられていたと指摘される（前掲レジュメ、2頁）。

(22) 姜伯勤氏は、高昌国内に存在するソグド人を「登籍ソグド人」と「未登籍ソグド人」とに分類される。姜伯勤「敦煌・吐魯番とシルクロード上のソグド人（1）（2）」（『季刊東西交渉』第5巻1・2号、1986年）31-9頁、26-32頁。しかしながら、そもそも高昌国が独自の郡県制を実行するなかで、管轄下の民をどのように掌握していたかは、現在のところ明確にはなっていないので、ここでは姜氏の「登籍」「未登籍」という分類には従わない。

(23)

団が形成されていた状況も十分に推測される。先の「*ðp'yrptw* 書記長」とは、もともとそうしたソグド人のリーダー的存在で、高昌政府から高昌国内の官吏に特別に任命されていたとも考えられるのではなかろうか。さらに「*cyn'ncknð'y ðp'yrptw* 高昌の書記長」が、市場（バザール）での奴婢売買に対する認可権限を有していたことからすれば、あるいはこの官はソグド人の大きな活動が予想される市場での商業行為を統督する任にも当たっていたと解することも容認されよう。こうした推測に大過なければ、この文書は、高昌国の未同化のソグド人であり、かつ市場での売買取り引きを管轄する立場にある「*ðp'yrptw* 書記長」が発給した「公券」ということになる。ただし、売主のソグド人が、この国に定住するソグド人に属するのかあるいは単なる外来のものであったのかどうかは判然としないが、他の胡奴婢売買の例を考慮するならば、おそらくは外来の商胡である可能性は高く、売主のソグド人も漢人化したソグド人ではなかったと予想されるのである。本文書はそうしたソグド人と漢人との契約を「*ðp'yrptw* 書記長」が認可し、彼の息子によってソグド文で書写された「公券」であったのである。先に見たように、これはそのまま漢人の買主に給され認可の手続きは完結したものと思われる。このことは、この「公券」が、すべての奴婢売買の行為を国家が掌握する必要に応じて作成されたものではなく、市場を管理するソグド人の「*ðp'yrptw* 書記長」の承認ということに重点を置いた、申請する側の取引事情に基づいて発給された側面をもつ「公券」であったことを示唆するのである。

こうした「公券」であるとすれば、ともに考えるべき「私券」の作成は如何に処理されていたのであろうか。契約当事者間で、「私券」というものが作成されるとすれば、当然漢文契約を取り交わす際に見える「時見人」や「臨坐」

(23) 後の西州時代の高昌県崇化郷の存在から、ソグド人植民聚落が、トゥルファンにおいても高昌国時代から存在していた可能性を姜伯勤氏は認めておられるが、この高昌城周辺の植民聚落とここに想定する集団とが同一かどうかは詳らかではない。姜伯勤、前掲論文(1), 34, 38頁。ただし、崇化郷のソグド人聚落が決して高宗武後の時代に形成されたのではなく、隋末唐初あるいは突厥が高昌麁氏政権を控制した時代にまで遡って存在したとされる氏の見解が正しいとすれば、後述するように、この想定する集団も、まさにこの時期に形成された可能性が認められ、両者が同一であることも考慮する余地はあろう。

に当たる証人や立会人が必要となるものと思われる。その際、こうした証人ないしは立会人として、売主・買主双方にとってみて、仲介にたてる人々が期待されたことは言うまでもない。この「売買文書」に見える奴婢取り引きの場合も、何人かのソグド人がその場に立ち会っていることが知られる。しかしながら、そもそもこの「売買文書」は、さきに推測したように「*δp'yrptw* 書記長」の承認行為自体に重点が置かれ作成された側面をもつと考えられるのである。

であるならば、わざわざ「私券」を別に作成するまでもなく、この「公券」そのものが、「*δp'yrptw* 書記長」の許可書としての性格をもつと同時に、当事者間で作成される「私券」としての役割を果していたことも十分に考えられよう。⁽²⁴⁾

漢文による「私券」が、別に作成されなければ、漢人の買い手は、このソグド文による「売買文書」で事足りたことになるが、このことは高昌国の漢人の使用する「胡書」「胡語」に、ソグド文字・ソグド語をも含んでいたかも知れないとする『研究』の指摘とともに、この国の言語状況について改めて見直す必要のあることを教えてくれる。⁽²⁵⁾

3

『研究』ではまた、漢人とソグド人との間で、胡婢を売買するのに使用された貨幣が、「とても純度の高いペルシア製の120ドラクマ」の銀貨であったことから、①新疆及び中国本土（河西地方）において、ササン銀貨とともに質の悪い偽製のササン銀貨が一般に出回っていたことを示唆すること、②パミール以東の東方世界に、ササン朝の銀貨が流入するにあたっては、ソグド人が大きな役割を果たしたというこれまでの共通した見解が、正当なものであることが確

(24) 状況はまったく異なるが、こうした性格を有する「公券」は、日本においても認められる。仲森明正「日本律令制下の売買文書の特質」直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』中、塙書房、1988年、343-72頁参照。森安孝夫氏からは、上記論文に対して注意を向けること、即ち「公券」が「私券」の性格を兼ねることがあることを御教示いただいた。律令を継受しなかった可能性のきわめて高い高昌国とそれを継受した日本とでは、「公券」について同列には論じられないが、興味ある比較検討の課題となろう。なおトゥルファン文書に見える西州時代の「公券」については、稿を改めて検討したい。

(25) 『研究』15頁、注(26)。

認められる、等のことが指摘されている。①については、どこで作製されたのかは詳らかではないが、本論稿の見解に基づけば、トゥルファンでは質の劣るササン銀貨の偽製品が、純正品とともに広く貨幣として使用されていたことになる。ただし、現在までのところトゥルファンから発見された多くの銀貨のうち、いわゆる偽製銀貨は一例も確認されていない。このことは、トゥルファンに流通する銀貨を考える際、一概に無視できない事実であるが、もちろん、これをもって即座に高昌国内で偽製品が出回らなかった、またはその流通量が極めて少なかったとは判断できず、現時点では出土していないだけのことであることも十分に考えられる。さらには、現在知られる出土品すべてが本当にササン銀貨そのものであるのかどうか、再度確認する必要さえも生じよう。

①の見解を受け、この国では、偽製銀貨も広く流通していたという前提にたって考えてみると、出土文書においては、徵稅（錢納の場合）や民間の取り引きに際し使われる銀貨は、すべて「銀錢」（単に錢とも表示）とのみ書かれ、しかも「个（箇）」単位の「銅錢」とは異なり、「文」という単位が確立しそれに基づいて納稅および売買・貸借が行なわれている。民間で作成される契約書

(26) 『研究』16頁。

(27) 桑山正進「東方におけるサーサーン式銀貨の再検討」『東方学報』京都第54冊、1982年、101-72頁。ただしトゥルファン以外では、西安市東郊の韓森墓から偽製銀貨が1枚発見されている。

(28) 麻氏高昌国で銅錢が使用されていたことは、①「高昌衛寺明蔵等納錢帳」(68TAM103: 18/1-3<a>, 18/2-2, 18/11-3)〔文書〕4, 212-213頁), ②「延壽十四年(637)參軍海相等五人入辛卯歲錢條記」(59TAM302: 35/3)〔文書〕5, 24頁から明かである。これらの史料から、この国では銀錢が「文」で表示されるのに対して、銅錢は「个」で表示されることが知られる。従って、「延壽十二～十五年(635～638)康保謙入驛馬粟及諸色錢麥條記」(64TAM15: 31, 32/4, 32/1, 28/1, 28/2)〔文書〕4, 34-36頁)に見える「[]錢陸个半」(11行目)も銅錢のことと認められる。これらが、いずれも高昌国末期の史料である(①の史料が出土したアスター103号墓からは、貞觀18年(644)の紀年をもつ戸口帳が出土しているので、この①も高昌末期の時期のものと判断される)ことを考慮すれば、銅錢は高昌末期のかなり限定された期間に使用が目立ったごとくである。この点に関して興味深いのは、高昌国時代の銅錢の実例として有名な「高昌吉利」錢(現在までに7枚の存在が確認される)も、これが出土したことが明かなアスター519号墓《張隆悅妻麻氏〔貞觀16年(642)没〕》が、唐西州設置直後のものであることである(『文物』1975年第7期、17頁)。龍谷大学(1枚)および旅順博物館(3枚、王琳「旅順博物館藏新疆出土錢幣」「中國錢幣」1987年第2期、28頁参照)に所蔵される大谷探検隊将来のものは、入手経緯は詳らかではないが、同隊がアスター古墳群の張氏の墓域に属する501号《張懷寂〔長壽2年(693)没〕》、230号《張禮臣〔長安2年(702)没〕》兩墓を発掘している事実を考えれば、同隊将来の「高昌吉利」錢も西州時期の上記墳墓から獲られた可能性も認められる(『会報』第12号、2-3頁)。ただし、アスター48号墓出土の銅錢(『文物』1972-1、12頁)など、高昌国時代の墳墓から出土した他の銅錢の性格が明確でない現在、これ以上の言及はできない。

においても、銀貨の質の良し悪しを保証または確認する文言は一切見えない。このことは、ササ銀貨・仿製貨の質の相違は認められるものの、高昌国では、双方区別なく「銀錢」として通用していたのか、もしくはかなり悪質な仿製銀貨も出回るなか、一定以上の質を確保する銀貨（純正品・仿製品を問わず）が「錢」としての当然の基準となっていたことを示唆する。このことから見れば、ソグド文契でわざわざ「とても純度の高いペルシア製の」銀貨などと指定するのは、本契約の売主であるソグド人が、高昌国内に定着するものでなかったことを強く印象づける。

②については、確かにソグド人が当地への銀貨流入に大きな役割を果たしたことは疑いない。とりわけ、彼らの商業活動が、銀貨流入の大きな契機となっていたことは容易に推測される。当然その交易活動の盛行は、交易ルートに沿う各地への彼らの植民・定住化を促進する。

トルファンで、ソグド人定住者を確認できる最も早い時期の史料は、「章和五（535）年取牛羊供祀帳」（73T AM524：34(a)、『文書』2、39頁）である。この文書は、高昌国で諸神（風伯・樹石・清山神等）とともに丁谷天の祭祀が行なわれていたことを示す史料であり、ソグド人と推測される康祈及び屠兒胡（ソグド人とは限らない）が、祭祀のための羊一口を供出することになっていたことが知られる。ここに言う丁谷天とは丁谷（Tuyuq）にあったゾロアスター教（祆教）の施設（胡天=祆祠）であったと言われております。⁽²⁹⁾ 真教徒であるソグド人も、祭祀に供する牛羊の提供が、漢人と同様に祭祀を管轄する担当官府（祀部）に掌握されていた。こうした見解に大過なければ、少なくとも、章和5（535）年以前の時点で、高昌国では祆教の祭祀が、他の諸神の祭祀とともに国に掌握・管理されていたことがわかる。そのことは、「高昌永平二年（550）12月30日祀部班示爲知祀人名及謫罰事」（73T AM524：32/1-1、32/1-2、32/2-2、『文書』2、40-47頁）からもうかがえ、「薩簿」が、正月一日の諸

(29) 吐魯番文書整理小組・新疆維吾爾自治区博物館「吐魯番晋-唐墓葬出土 文書概述」（『文物』1977年第3期）26頁。王素「高昌火祆教論稿」（『歴史研究』1986年第3期）168-9頁。關尾史郎「章和五（535）年取牛羊供祀帳」の正体（1）-『吐魯番出土文書』割記（七）-（『史信』第2号、1988年）1頁及び2-3頁注（1）参照。

神祭祀にあたり、通事（令史）・（門下あるいは中兵）校郎・參軍・虎牙（將軍）などとともに、12月30日に殿裏に詣り夜宿すべきことが祀部より指示されている。姜伯勤及び王素両氏は、ここに見える「薩簿」を「ソグド人の子孫の（30）祆教管理者」・「祆教を専門的に管理、監督する職官」と認められる。

これらにより、6世紀初半の時点で、麴氏高昌国では既に祆教が、他の諸神とともに祀部の管轄下にあったことを知る。このことは、居住形態は不詳ながら、彼らソグド人の当地への同化が、祆教の信仰とともに高昌国建国当初からかなり進んでいたことを示唆しており、既にその統治にあたっては無視し得ぬ存在となっていたことがわかる。

さらにトゥルファンで発見されている写經題記に見える「胡天」の存在やサン銀貨の出土例などが、（32）5世紀にまで遡れることからすれば、あるいは5世紀には既に高昌城付近にはソグド人の定住化が目立っていたとも推測できよう。

ただし、トゥルファンでは、こうしたソグド人の定着が既に進むなか、銀貨が、流通貨幣としての役割を果たす段階を迎えるのは、かなり遅れる。先に掲げた「取牛羊供祀帳」の示す章和5年（535）当時を取り上げてみても、大同（33）年間中（535～545）の高昌国の状況を伝えていると認められる『梁書』卷54諸

(30) 姜伯勤、前掲論文、34頁。王素、前掲論文、172～174頁。なお薩寶の原語の追求および語源解釈については、吉田豊「ソグド語雜錄（I）」（『オリエント』第31巻第2号、1989年）168～171頁参照。また薩簿自体は、「高昌義和6年（619）伯延等傳付麥、粟、床條」（60T AM331:12/1～12/8、『文書』3、110～115頁）に、7世紀においても主簿などとともに粟麥支給を「傳」する立場にあることが示されており、高昌国一代を通じて設置されていたごとくである。

(31) 姜伯勤氏によって紹介される英沙古城（Yangi-shahr）発見の「金光明経」卷第二題記（65T I N : 29号）には、「高昌城頭胡天南太后祠」と見え、高昌城近辺のゾロアスター教の祭祀場所と考えられる存在が確認され、しかも氏はこの題記の紀年「庚午歳 八月十三日」を、根拠は明確ではないが430年に比定している。姜伯勤、前掲論文、34頁、39頁注（37）。ただし、注（29）の「吐魯番晋—唐墓葬出土文書概述」（26頁）では、「城南太后祠下胡天」（1965年吐魯番県城郊安伽勒克古城発見の写經題記）と移録し、王素氏もこれに従って立論しておられる。しかしこの題記を「祠」の用例から、高昌郡時期に書写されたと推定されており、高昌国建国以前とする点は、姜伯勤氏の見解と一致する。王素、前掲論文、169～170頁。

(32) 高昌城址からは、シャープール（Shapur）II世貨・アルダシール（Ardashir）II世貨・シャープール（Shapur）III世貨のササン銀貨が発見されているが、桑山氏はこれらの伝入時期を4世紀末か5世紀はじめとされる。桑山、前掲論文、151頁。

(33) 高昌国内の状況が梁へ伝達される機会ともなる朝貢使節が派遣されたのが、大同年間であったことは『梁書』同伝に「大同中、子堅遣使獻鳴煊枕、蒲陶、良馬、鑿輪等物」とあることから知られる。『新疆訪古錄』卷1には、梁大同元年（535）の紀年の跋文を有する「金剛般若波羅蜜經殘巻」が、トゥルファンの鄯善（Pichan）から出土したとされているので、その朝貢も大同年ノ

夷伝、高昌國の条には

多草木、草實如璽、璽中絲如細纏、名爲白疊子。國人多取織以爲布。布甚軟白、交市用焉。

とあり、当時いまだ交易に際して、トゥルファン特産の木綿布を使用していたことが報告されている。

また隨葬衣物疏に掲げる物品リストでは、多く錢財を併記するが、先の「章和五（535）年取牛羊供祀帳」の裏面に記される「章和五（535）年令狐孝忠妻隨葬衣物疏」には次のように見えている。⁽³⁴⁾（行上の〔 〕は、誤字・音通の別字を示す）

1 章和五年乙卯歲正一日、令狐孝忠

2 元出敦煌、今來高昌民。

2 妻、黃今千斤・白銀百斤・細綿百

3' 錢財万匹

3 張・褶綾三具・證天依刃丈、山河石殘

4 不得古名、急々汝律令。

ここでは、錢財を表わすのに敢えて「匹」という単位を用いており、章和5年当時には、錢財といつてもそれは文字通りの銭ではなく、未だ織物のことを指していたことを端的に物語っている。同時に金・銀は、それまでの隨葬衣物疏に見えるのと同じように、黃金・白銀としての存在であった。⁽³⁵⁾

章和年間以前の実際の契約文書（売買契・舉貲、貸借券契）を通覧してみても、次に掲げるよう、主として貨幣代わりに種々の織物が売買・貸借に際し

♪間中、かなり早い時期に行なわれたと考えられる。白須淨真「五世紀中葉から六世紀中葉に至る高昌の歴史-アジアにおける国際関係からの検討を中心として-」(CISHAAN<第31回国際アジア・北アフリカ人文科学会議>発表レジュメ、1983年) 参照。

(34) 当衣物疏の録文と分析については、關尾史郎「章和五（535）年取牛羊供祀帳」の正体(Ⅱ) -『吐魯番出土文書』割記(七) -『史信』第10号、1989年、1-4頁参照。

(35) 高昌郡時期の隨葬衣物疏には、黃金・(白)銀と見えている。75TKM95:17, 63TAM2:1, 75TKM99:16(『文書』1, 59頁, 176頁, 185~186頁)・龍谷大学所蔵橋文書・Ast, II. 1. 016-019(S. 6251)。

て使用されている。

券契題名（典拠）	織物の種類
① 晉泰始九年（273）翟姜女買棺約 (66T AM53: 9 / TTD(A) 3頁・(B) 1頁)	練
② 西涼建初十四年（418）嚴福願買蠶桑券 (63T AM1: 6 / 『文書』1, 17頁, TTD(A) 15頁)	絨
③ 高昌承平五年（506）道人法安弟阿奴舉錦券 (75T KM88: 1 / 『文書』1, 181-2頁, TTD(A) 15頁)	高昌所作黃地丘慈中錦
④ 高昌承平八年（509）翟紹遠買婢券 (75T KM99: 6 <a>/ 『文書』1, 187-8頁, TTD(A) 3頁)	丘慈錦
⑤ 高昌義熙五年（514）道人弘度舉錦券 (75T KM99: 6 / 『文書』1, 189-90頁, TTD(A) 16頁)	西向白地錦
⑥ 高昌章和十一年（541）某人從左仏得買田券 (66T AM48: 23 / 『文書』3, 71-2頁, TTD(A) 3頁)	疊（木綿布）

《TTD = Yamamoto, T. and Ikeda, O., *Tun-huang and Turfan Documents concerning social and economic history III Contracts (A·B)*, Tokyo, (A) 1987/(B) 1986》

ところがその後まもなく、次に掲げるようすに、隨葬衣物疏における錢財に対する表現に変化がうかがえるようになる。いまここに章和5年（535）年以降に作成された隨葬衣物疏4点を対象として、錢財表現がどのように変化していくかを見てみると、以下のようである。

隨葬衣物疏名（典拠）	錢財表現（金錢・銀錢）
① 高昌章和十三年（543）孝姿隨葬衣物疏 (72T AM170: 9 / 『文書』2, 60-1頁)	金錢百枚 銀錢百枚
② 高昌章和十八年（548）光妃隨葬衣物疏 (72T AM170: 77 / 『文書』2, 62-3頁)	金錢十千 銀錢百万
③ 高昌和平元年（551）趙令達隨葬衣物疏 (59T AM303: 01 / 『文書』2, 31-2頁)	口（金）錢一千 白銀錢二千枚（文）
④ 高昌延昌二年（562）長史孝寅隨葬衣物疏 (72T AM170: 88 / 『文書』2, 64-5頁)	金錢千口（文） 銀錢千文

即ち、540年代になってはじめて、「金錢」・「銀錢」という表現が出現していくのである。しかしながら、この時点ではまだ「枚」としてこれを数えるにとどまっている。それが、550年代になってくると、「文」という貨幣単位の表示が定着したごとくであり、流通貨幣として一定の機能を果たす段階になったことを明示している。

このことから、ほぼ540～50年代頃から、トゥルファンでは、銀貨が一部で使用されるにとどまらず、それがかなり深く浸透し流通貨幣として定着していく⁽³⁶⁾状況がうかがえるのである。高昌国内で「銀錢」が広く流通するにいたる要因は、国内外の状勢の変化に関連して種々予想されるが、その前提にトゥルファンへのササン銀貨（仿製貨も含めて）の流入が、かなり活発化したことがあったことはほぼ間違いない。このことは、この時期頃からソグド商人を介⁽³⁷⁾する東西交易が隆盛にむかったことをうかがわせ、続く突厥の勃興と彼らのソグディアナ進出の情勢とともに、この傾向は促進されていったと思われる。⁽³⁸⁾

周知の如く、ソグド人は、トゥルファン周辺に集団的な移住による植民聚落の建設を盛んに行なっている。建設時期及びその由来が明確にわかるのは、7世紀初頭・貞觀年間（627～49）の、康國の首領康艷典によって修築された典合城（石城鎮）の場合のみであるが、敦煌のソグド人聚落である安城（唐沙州

(36) ただし章和時期以後しばらくは、疊（木綿布）や錦などが売買・舉債券に見える。「和平元年（551）3月2日某人舉疊・錦券」（60T AM326：01/4；『文書』5, 151-2頁、TTD(A) 16頁・(B) 3頁）、「高昌年次未詳＜延昌8年（568）以前＞某人買桃券」（67T AM90：32；『文書』2, 197-8頁、TTD(A) 4頁）。

(37) エタルの動向は詳らかではないが、528年以後には柔然の梁に対する遣使が再開されており（白須氏のやれる河南道開通期）、突厥勃興以前の時期に、トゥルファンを経由する東西交易が隆盛する条件は整えられていた。注(33)白須氏発表レジュメ参照。

(38) アスター古墳群においてササン銀貨を出土した墳墓は、ほぼ7世紀以降のものに限定され、6世紀や5世紀に及ぶものはない。桑山、前掲論文、141-2頁。即ち、ホスローI世（590-628）以前のホスローI世（531-79）・ホルミズドIV世（579-90）代の銀貨の出土は皆無に等しいということである。本稿での結論に基づけば、ソグド商人を介する東西交易が隆盛し、トゥルファンに銀貨が浸透したのは概ね540～50年代以降のこととなり、アスターにおける銀貨の出土状況とは一致しない。しかし、540～50年代以降から7世紀初頭までの発掘墳墓の数は、確認できるものだけではあるがわずか10基前後であり、しかも銀貨は口中（あるいは眼を覆うこともある）より出土することがほとんどであり、口に貨幣を含ませる習俗・漢唐墓葬における「西方的要素」-『富山大学人文学部紀要』第13号、1988年、1-19頁参照。よって、こうした銀貨の出土状況は、この時期の商胡の活動を反映するものとは限らない。

敦煌県徒化郷)も、池田温氏により、その築城を6世紀後半以降に限定され、さらに中国の対外政策面からみて、7世紀における隋の煬帝の大規模な外族招来が、ソグディアナ商人にとって大挙して東方へ出かける重要な契機となった⁽⁴⁰⁾と指摘される。伊吾の場合は、伊吾城そのものがソグディアナ商人が雑居する一種の植民地と化しており、かれらは隋がこの地に進出する以前に、既に蟠居⁽⁴¹⁾していたと見られる。これらの例は、6世紀後半期から7世紀初頭にかけて、ソグド人の集団的規模での植民活動が、彼らの交易ルート上に位置するオアシス城市沿いに盛行する傾向にあったことを教えてくれる。もちろん、それ以前からソグド人の移住は始まっているが、6世紀中葉(530~540年代)頃から隆盛すると考えられる交易活動の活発化は、銀貨を多量に流入させると同時に、それまでのソグド人の移住の規模の拡大化を促すものであったと思われる。

こうした状況を考える時、トルファンにおいても、6世紀中葉以降から7世紀初頭の期間に、ソグド人の入植が以前にも増して活発化していたと想定することは無謀とは思えない。6世紀中ごろ以前に、ソグド人の集団(ないしは聚落)が存在したかどうかは明確ではないが、少なくとも、高昌国後半期における未同化のソグド人の増大は、彼らの集団(ないしは聚落)形成を促したものと思われ、統治する高昌政府の側も、それを認知することによって、彼らを国家体制の中へ取り込んでいったと想像される。従って、「売買文書」が成立した延壽16年(639)当時、高昌国に、漢人化したソグド人とはまた別に未同化のソグド人集団が存在していた蓋然性は高いと思われる。

(39) この他、康艶典の築城したものとして、蒲桃城(石城镇の北方四里)・薩毗城(石城镇の東南四百八十里)が、また修築した城址として新城(弩支城、石城镇の西方二百四十里)が知られている。『沙州図經』卷五(P. 5034)《池田温「沙州図經略考」(『柳博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、1975年) 91~93頁》

(40) 池田温「8世紀中葉における敦煌のソグド人聚落」(『ユーラシア文化研究』1, 1965年) 82頁。

(41) 松田壽男「伊吾屯田について」(『古代天山の歴史地理学的研究』増補版、早稲田大学出版部、1970年) 452~59頁参照。

(1989年11月27日稿, 1990年1月9日訂)

(本稿作成にあたっては、草稿の段階で本文書の解説・訳注者である森安孝夫・吉田豊両氏および吐魯番出土文物研究会のメンバーより貴重な御批判と御教示を頂戴した。ここに改めて感謝の意を表する次第である)

先に見たように、「売買文書」に見える「δp'yrptw 書記長」は、そうしたソグド人勢力を背景に出現したものと思われる。本文書はこの書記長の承認により、外来のソグド人と漢人との奴婢売買を成立させた「公券」であり、同時にこれがそのまま「私券」としての性格を兼備していたとも推測されるのである。ここに、買主（=文書保管者）が漢人でありながら、本文書がソグド文によって作成された理由を見い出せることになる。

おわりに

以上、粗雑な考証に終始したが、「売買文書」の性格について一応の検討を試みた。ここでの結論は、『研究』に提示された見解を基にいくつかの推測を述べたものに過ぎないが、ソグド文の解読を言語学的に検証する作業は、今後進展するものと思われ、それに伴いまた異なった解釈の生まれることは十分に予想される。そのことを踏まえ、文書の性格ばかりでなく、その他の「売買文書」の投げかける多くの問題についても、種々議論が広がることを期待したい。

冒頭にも述べたように、本文書は日中共同の研究体制および吉田・森安両氏共同の解読作業をまってはじめて利用できるようになったものであり、敢えて全文にわたる和訳を提示されたその公表姿勢には、深甚なる敬意を払うものである。こうした協力体制の結実であり、今後多岐にわたる専門分野で共有できる史料となった本文書の理解に、本稿のごとき雑文が少しでも寄与するところがあれば、筆者望外の幸せである。

（補注）胡戻・李孝聰・宋新江『吐魯番』（三秦出版社、1987年）50頁および池田温「中国古写本讃語集録稿（一）」（『三蔵』187、大東出版社、1979年）5頁には、「庚午歲一（四）月十三日，于（於）高昌城東胡天南太后祠下，為索將軍保（佛）子妻息合家，寫此金光明一部，斷手記竟」と移録する。
<（）内は池田氏の釈文による>